

自動車共済約款変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>[普通約款]</p> <p>第3章 人身傷害保障条項 別紙 人身傷害保障条項損害額基準</p> <p>第1 傷害による損害</p> <p>(1) 積極損害</p> <p>① 治療関係費</p> <p>ア. } イ. } [略] オ. }</p> <p>カ. 看護料</p> <p>原則として医師がその療養のために必要と認めた場合に限り、次により支払います。</p> <p>(ア) [略]</p>	<p>[普通約款]</p> <p>第3章 人身傷害保障条項 別紙 人身傷害保障条項損害額基準</p> <p>第1 傷害による損害</p> <p>(1) 積極損害</p> <p>① 治療関係費</p> <p>ア. } イ. } [略] オ. }</p> <p>カ. 看護料</p> <p>原則として医師がその療養のために必要と認めた場合に限り、次により支払います。</p> <p>(ア) [略]</p>

改正後	改正前
<p>(イ) 近親者またはその他の者の看護料</p> <p>a. 入院看護をした場合は、1日につき <u>4,200円</u>とします。</p> <p>b. 医師の指示により入院看護にかえて自宅看護をした場合は、1日につき <u>2,100円</u>とします。</p> <p>c. 被共済者が幼児または歩行困難な者で、年齢、傷害の部位・程度等により通院に付添が必要と認められる場合は、1日につき <u>2,100円</u>とします。</p> <p>d. 近親者またはその他の者に休業損害が発生し、立証書類等により、a. から c. までの額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とします。</p> <p>キ. } \ } [略] コ. }</p> <p>② [略]</p> <p>③ [略]</p> <p>(2) 休業損害</p> <p>受傷により収入（注）の減少が生じた場合、減収額に応じて支払うものとし、次のとおり計算します。なお、被共済者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。</p> <p>(注) [略]</p> <p>① 有職者（注）</p>	<p>(イ) 近親者またはその他の者の看護料</p> <p>a. 入院看護をした場合は、1日につき <u>4,100円</u>とします。</p> <p>b. 医師の指示により入院看護にかえて自宅看護をした場合は、1日につき <u>2,050円</u>とします。</p> <p>c. 被共済者が幼児または歩行困難な者で、年齢、傷害の部位・程度等により通院に付添が必要と認められる場合は、1日につき <u>2,050円</u>とします。</p> <p>d. 近親者またはその他の者に休業損害が発生し、立証書類等により、a. から c. までの額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とします。</p> <p>キ. } \ } [略] コ. }</p> <p>② [略]</p> <p>③ [略]</p> <p>(2) 休業損害</p> <p>受傷により収入（注）の減少が生じた場合、減収額に応じて支払うものとし、次のとおり計算します。なお、被共済者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。</p> <p>(注) [略]</p> <p>① 有職者（注）</p>

改正後	改正前
<p>次の算定方法により支払います。ただし、1日あたりの収入額が<u>6,100円</u>を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき<u>6,100円</u>とします。</p> <p>(注) [略]</p> <p>ア. } イ. } [略] ウ. }</p> <p>② [略]</p> <p>③ 家事従事者</p> <p>現実に家事に従事できなかった場合は、収入の減少があったものとみなし、次の算定方法により支払います。</p> <p><u>6,100円</u> × 休業損害の対象となる日数</p> <p>ア. [略] イ. [略]</p> <p>④ [略]</p> <p>(3) 精神的損害</p> <p>次のとおり計算します。</p> <p>なお、精神的損害の対象となる日数は、被共済者の傷害の態様、実治</p>	<p>次の算定方法により支払います。ただし、1日あたりの収入額が<u>5,700円</u>を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき<u>5,700円</u>とします。</p> <p>(注) [略]</p> <p>ア. } イ. } [略] ウ. }</p> <p>② [略]</p> <p>③ 家事従事者</p> <p>現実に家事に従事できなかった場合は、収入の減少があったものとみなし、次の算定方法により支払います。</p> <p><u>5,700円</u> × 休業損害の対象となる日数</p> <p>ア. [略] イ. [略]</p> <p>④ [略]</p> <p>(3) 精神的損害</p> <p>次のとおり計算します。</p> <p>なお、精神的損害の対象となる日数は、被共済者の傷害の態様、実治</p>

改正後	改正前
<p>療日数、実施術日数等を勘案して治療期間および施術期間の範囲内で決定します。</p> <p>$4,300 \text{ 円} \times \text{精神的損害の対象となる日数}$</p> <p>① 精神的損害の対象となる日数には、被共済者が入院（注1）または通院（注2）しない場合であっても、<u>骨折等の傷害を被ったことにより、次のいずれかの部位をギプス等（注3）装着により固定したときは、その装着期間の日数を含めます。ただし、医師の指示による固定であること（診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること）、および診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかの部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限り。</u></p> <p>ア. 長管骨（注4）および脊柱</p> <p>イ. 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節（注5）部分</p> <p>ウ. 肋骨または胸骨。ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。</p> <p>エ. <u>顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。</u></p>	<p>療日数、実施術日数等を勘案して治療期間および施術期間の範囲内で決定します。</p> <p>$4,200 \text{ 円} \times \text{精神的損害の対象となる日数}$</p> <p>① 精神的損害の対象となる日数には、被共済者が入院（注1）または通院（注2）しない場合であっても、<u>骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療または柔道整復師の施術により次のいずれかに該当するギプス等（注3）を常時装着したときは、その日数を含めます。</u></p> <p>ア. 長管骨（注4）<u>骨折および脊柱の骨折によるギプス等</u></p> <p>イ. 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節（注5）部分<u>の骨折で長管骨部分も含めたギプス等</u></p> <p>ウ. 肋骨および胸骨<u>の骨折によるギプス等</u>。ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。</p> <p>エ. <u>上記部位以外の部位の骨折によるギプス等。ただし、ギプス等を常時装着した結果、平常の生活または業務に著しい支障が生じた場合に限り。また、手指もしくは足指のみにギプス等を装着した場合または脱着が容易なギプス等を装着した場合を除きます。</u></p>

改正後

- ② [略]
- ③ 被共済者が妊婦の場合であって、胎児を死産または流産したときには、次の金額を精神的損害に含めます。

妊娠月数 (週数)	金額
第3月 (満11週) 以内	30万円
第4月 (満12週) ~ 第6月 (満23週)	50万円
第7月 (満24週) 以上	80万円

(注1) [略]

(注2) [略]

(注3) ギプス (キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子 (シーネ、スプリント) 固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース (下腿骨骨折後に装着したのものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、) 線副子等 (上下顎を一体的に固定した場合に限り、) およびハローベ
ストをいいます。①において同様とします。

(注4) }
 { [略]
(注6) }

第2 後遺障害による損害

改正前

- ② [略]
- ③ 被共済者が妊婦の場合であって、胎児を死産または流産したときには、次の金額を精神的損害に含めます。

妊娠月数 (週数)	金額
3か月 (12週) 以内	30万円
4か月 (13週) ~ 6か月 (24週)	50万円
7か月 (25週) 以上	80万円

(注1) [略]

(注2) [略]

(注3) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子 (シーネ) 固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース (下腿骨骨折後に装着したのものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間に限り、) および三内式シーネをいいます。①において同様とします。

(注4) }
 { [略]
(注6) }

第2 後遺障害による損害

改 正 後	改 正 前																																																																
<p>(2) 精神的損害</p> <p>後遺障害等級別に次の金額とします。</p> <p>別表2 [後遺障害等級表] (1) 介護を要する後遺障害等級表</p> <table border="1"> <tr> <td>第1級</td> <td>1,650万円</td> <td>第2級</td> <td>1,350万円</td> </tr> </table> <p>ただし、一家の支柱については、第1級 <u>2,100万円</u>、第2級 <u>1,550万円</u>とします。</p> <p>別表2 [後遺障害等級表] (2) 後遺障害等級表</p> <table border="1"> <tr> <td>第1級</td> <td>1,650万円</td> <td>第2級</td> <td>1,350万円</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>1,150万円</td> <td>第4級</td> <td>950万円</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>750万円</td> <td>第6級</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>第7級</td> <td>500万円</td> <td>第8級</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>第9級</td> <td>300万円</td> <td>第10級</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>第11級</td> <td>150万円</td> <td>第12級</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>第13級</td> <td>60万円</td> <td>第14級</td> <td>40万円</td> </tr> </table> <p>ただし、第1級から第3級までのうち一家の支柱については、第1級 <u>2,000万円</u>、第2級 <u>1,550万円</u>、第3級 <u>1,300万円</u>とします。</p> <p>第3 死亡による損害</p> <p>(1) 葬儀費</p> <p><u>100万円</u>とします。</p>	第1級	1,650万円	第2級	1,350万円	第1級	1,650万円	第2級	1,350万円	第3級	1,150万円	第4級	950万円	第5級	750万円	第6級	600万円	第7級	500万円	第8級	400万円	第9級	300万円	第10級	200万円	第11級	150万円	第12級	100万円	第13級	60万円	第14級	40万円	<p>(2) 精神的損害</p> <p>後遺障害等級別に次の金額とします。</p> <p>別表2 [後遺障害等級表] (1) 介護を要する後遺障害等級表</p> <table border="1"> <tr> <td>第1級</td> <td>1,600万円</td> <td>第2級</td> <td>1,300万円</td> </tr> </table> <p>ただし、一家の支柱については、第1級 <u>2,000万円</u>、第2級 <u>1,500万円</u>とします。</p> <p>別表2 [後遺障害等級表] (2) 後遺障害等級表</p> <table border="1"> <tr> <td>第1級</td> <td>1,600万円</td> <td>第2級</td> <td>1,300万円</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>1,100万円</td> <td>第4級</td> <td>950万円</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>750万円</td> <td>第6級</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>第7級</td> <td>500万円</td> <td>第8級</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>第9級</td> <td>300万円</td> <td>第10級</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>第11級</td> <td>150万円</td> <td>第12級</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>第13級</td> <td>60万円</td> <td>第14級</td> <td>40万円</td> </tr> </table> <p>ただし、第1級から第3級までのうち一家の支柱については、第1級 <u>1,900万円</u>、第2級 <u>1,500万円</u>、第3級 <u>1,250万円</u>とします。</p> <p>第3 死亡による損害</p> <p>(1) 葬儀費</p> <p><u>60万円</u>とします。<u>ただし、立証資料等により60万円を超えることが</u></p>	第1級	1,600万円	第2級	1,300万円	第1級	1,600万円	第2級	1,300万円	第3級	1,100万円	第4級	950万円	第5級	750万円	第6級	600万円	第7級	500万円	第8級	400万円	第9級	300万円	第10級	200万円	第11級	150万円	第12級	100万円	第13級	60万円	第14級	40万円
第1級	1,650万円	第2級	1,350万円																																																														
第1級	1,650万円	第2級	1,350万円																																																														
第3級	1,150万円	第4級	950万円																																																														
第5級	750万円	第6級	600万円																																																														
第7級	500万円	第8級	400万円																																																														
第9級	300万円	第10級	200万円																																																														
第11級	150万円	第12級	100万円																																																														
第13級	60万円	第14級	40万円																																																														
第1級	1,600万円	第2級	1,300万円																																																														
第1級	1,600万円	第2級	1,300万円																																																														
第3級	1,100万円	第4級	950万円																																																														
第5級	750万円	第6級	600万円																																																														
第7級	500万円	第8級	400万円																																																														
第9級	300万円	第10級	200万円																																																														
第11級	150万円	第12級	100万円																																																														
第13級	60万円	第14級	40万円																																																														

改 正 後	改 正 前																																				
	<u>明らかな場合は、100万円を限度に、実費とします。</u>																																				
(3) 精神的損害	(3) 精神的損害																																				
被共済者の属性別に次の金額とします。	被共済者の属性別に次の金額とします。																																				
① 被共済者が一家の支柱である場合	① 被共済者が一家の支柱である場合																																				
<u>2,100万円</u>	<u>2,000万円</u>																																				
② 被共済者が一家の支柱でない場合で65歳未満のとき	② 被共済者が一家の支柱でない場合で65歳未満のとき																																				
<u>1,650万円</u>	<u>1,600万円</u>																																				
③ 被共済者が一家の支柱でない場合で65歳以上のとき	③ 被共済者が一家の支柱でない場合で65歳以上のとき																																				
<u>1,550万円</u>	<u>1,500万円</u>																																				
付表4 ライフニッツ係数表	付表4 ライフニッツ係数表																																				
[削る。]	<u>(1) 令和2年3月31日以前に事故が発生した場合</u>																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間 (年数)</th> <th>ライフニ ッツ係数</th> <th>期間 (年数)</th> <th>ライフニ ッツ係数</th> <th>期間 (年数)</th> <th>ライフニ ッツ係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.952</u></td> <td style="text-align: center;"><u>31</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15.593</u></td> <td style="text-align: center;"><u>61</u></td> <td style="text-align: center;"><u>18.980</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.859</u></td> <td style="text-align: center;"><u>32</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15.803</u></td> <td style="text-align: center;"><u>62</u></td> <td style="text-align: center;"><u>19.029</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2.723</u></td> <td style="text-align: center;"><u>33</u></td> <td style="text-align: center;"><u>16.003</u></td> <td style="text-align: center;"><u>63</u></td> <td style="text-align: center;"><u>19.075</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3.546</u></td> <td style="text-align: center;"><u>34</u></td> <td style="text-align: center;"><u>16.193</u></td> <td style="text-align: center;"><u>64</u></td> <td style="text-align: center;"><u>19.119</u></td> </tr> </tbody> </table>	期間 (年数)	ライフニ ッツ係数	期間 (年数)	ライフニ ッツ係数	期間 (年数)	ライフニ ッツ係数	年		年		年		<u>1</u>	<u>0.952</u>	<u>31</u>	<u>15.593</u>	<u>61</u>	<u>18.980</u>	<u>2</u>	<u>1.859</u>	<u>32</u>	<u>15.803</u>	<u>62</u>	<u>19.029</u>	<u>3</u>	<u>2.723</u>	<u>33</u>	<u>16.003</u>	<u>63</u>	<u>19.075</u>	<u>4</u>	<u>3.546</u>	<u>34</u>	<u>16.193</u>	<u>64</u>	<u>19.119</u>
期間 (年数)	ライフニ ッツ係数	期間 (年数)	ライフニ ッツ係数	期間 (年数)	ライフニ ッツ係数																																
年		年		年																																	
<u>1</u>	<u>0.952</u>	<u>31</u>	<u>15.593</u>	<u>61</u>	<u>18.980</u>																																
<u>2</u>	<u>1.859</u>	<u>32</u>	<u>15.803</u>	<u>62</u>	<u>19.029</u>																																
<u>3</u>	<u>2.723</u>	<u>33</u>	<u>16.003</u>	<u>63</u>	<u>19.075</u>																																
<u>4</u>	<u>3.546</u>	<u>34</u>	<u>16.193</u>	<u>64</u>	<u>19.119</u>																																

改正後		改正前					
	<u>5</u>	<u>4.329</u>		<u>35</u>	<u>16.374</u>	<u>65</u>	<u>19.161</u>
	<u>6</u>	<u>5.076</u>		<u>36</u>	<u>16.547</u>	<u>66</u>	<u>19.201</u>
	<u>7</u>	<u>5.786</u>		<u>37</u>	<u>16.711</u>	<u>67</u>	<u>19.239</u>
	<u>8</u>	<u>6.463</u>		<u>38</u>	<u>16.868</u>	<u>68</u>	<u>19.275</u>
	<u>9</u>	<u>7.108</u>		<u>39</u>	<u>17.017</u>	<u>69</u>	<u>19.310</u>
	<u>10</u>	<u>7.722</u>		<u>40</u>	<u>17.159</u>	<u>70</u>	<u>19.343</u>
	<u>11</u>	<u>8.306</u>		<u>41</u>	<u>17.294</u>	<u>71</u>	<u>19.374</u>
	<u>12</u>	<u>8.863</u>		<u>42</u>	<u>17.423</u>	<u>72</u>	<u>19.404</u>
	<u>13</u>	<u>9.394</u>		<u>43</u>	<u>17.546</u>	<u>73</u>	<u>19.432</u>
	<u>14</u>	<u>9.899</u>		<u>44</u>	<u>17.663</u>	<u>74</u>	<u>19.459</u>
	<u>15</u>	<u>10.380</u>		<u>45</u>	<u>17.774</u>	<u>75</u>	<u>19.485</u>
	<u>16</u>	<u>10.838</u>		<u>46</u>	<u>17.880</u>	<u>76</u>	<u>19.509</u>
	<u>17</u>	<u>11.274</u>		<u>47</u>	<u>17.981</u>	<u>77</u>	<u>19.533</u>
	<u>18</u>	<u>11.690</u>		<u>48</u>	<u>18.077</u>	<u>78</u>	<u>19.555</u>
	<u>19</u>	<u>12.085</u>		<u>49</u>	<u>18.169</u>	<u>79</u>	<u>19.576</u>
	<u>20</u>	<u>12.462</u>		<u>50</u>	<u>18.256</u>	<u>80</u>	<u>19.596</u>
	<u>21</u>	<u>12.821</u>		<u>51</u>	<u>18.339</u>	<u>81</u>	<u>19.616</u>
	<u>22</u>	<u>13.163</u>		<u>52</u>	<u>18.418</u>	<u>82</u>	<u>19.634</u>
	<u>23</u>	<u>13.489</u>		<u>53</u>	<u>18.493</u>	<u>83</u>	<u>19.651</u>
	<u>24</u>	<u>13.799</u>		<u>54</u>	<u>18.565</u>	<u>84</u>	<u>19.668</u>
	<u>25</u>	<u>14.094</u>		<u>55</u>	<u>18.633</u>	<u>85</u>	<u>19.684</u>

改正後		改正前							
		<u>26</u>	<u>14.375</u>		<u>56</u>	<u>18.699</u>		<u>86</u>	<u>19.699</u>
		<u>27</u>	<u>14.643</u>		<u>57</u>	<u>18.761</u>		<u>87</u>	<u>19.713</u>
		<u>28</u>	<u>14.898</u>		<u>58</u>	<u>18.820</u>		<u>88</u>	<u>19.727</u>
		<u>29</u>	<u>15.141</u>		<u>59</u>	<u>18.876</u>		<u>89</u>	<u>19.740</u>
		<u>30</u>	<u>15.372</u>		<u>60</u>	<u>18.929</u>		<u>90</u>	<u>19.752</u>
〔削る。〕		(2) 令和2年4月1日以後に事故が発生した場合							
〔表略〕		〔表略〕							
適用上の注意事項		適用上の注意事項							
(1) 全国共済農業協同組合連合会は、支払基準(注1)上の別表の値(注2)が変更された場合は、その変更内容に応じて、それぞれに対応する人身傷害保障条項損害額基準上の付表(注3)に適用することができるものとします。		(1) 全国共済農業協同組合連合会は、支払基準(注1)上の別表の値(注2)が変更された場合は、その変更内容に応じて、それぞれに対応する人身傷害保障条項損害額基準上の付表(注3)に適用することができるものとします。							
(注1) }) } 〔略〕 (注3) }		(注1) }) } 〔略〕 (注3) }							
支払基準上の別表	対応する人身傷害保障条項 損害額基準上の付表	支払基準上の別表		対応する人身傷害保障条項 損害額基準上の付表					
〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕					
〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕					

改正後		改正前	
別表Ⅱ－２ 平均余命年数とライフ ニッツ係数表	付表４ ライフニッツ係数表 付表５ 厚生労働省第22回生命表に よる平均余命年数表	別表Ⅱ－２ 平均余命年数とライフ ニッツ係数表	付表４ ライフニッツ係数表 付表５ 厚生労働省第20回生命表に よる平均余命年数表
[略]	[略]	[略]	[略]

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 傷害定額給付条項</p> <p>第7条 [支払共済金の計算]</p> <p>(6) 治療共済金における医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術を受けた日数には、被共済者が入院（注1）または通院（注2）しない場合であっても、<u>骨折等の傷害を被ったことにより、次のいずれかの部位をギプス等（注3）装着により固定したときは、その装着期間の日数を含めます。ただし、医師の指示による固定であること（診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること）、および診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかの部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限り。</u></p> <p>① 長管骨（注4）および脊柱</p> <p>② 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節（注5）部分</p> <p>③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。</p> <p>④ <u>顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 傷害定額給付条項</p> <p>第7条 [支払共済金の計算]</p> <p>(6) 治療共済金における医師もしくは歯科医師による治療または柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術を受けた日数には、被共済者が入院（注1）または通院（注2）しない場合であっても、<u>骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療または柔道整復師の施術により次のいずれかに該当するギプス等（注3）を常時装着したときは、その日数を含めます。</u></p> <p>① 長管骨（注4）<u>骨折および脊柱の骨折によるギプス等</u></p> <p>② 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節（注5）部分<u>の骨折で長管骨部分も含めたギプス等</u></p> <p>③ 肋骨および胸骨<u>の骨折によるギプス等</u>。ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。</p> <p>④ <u>上記部位以外の部位の骨折によるギプス等</u>。ただし、ギプス等を常時装着した結果、平常の生活または業務に著しい支障が生じた場合に限ります。また、手指もしくは足指のみにギプス等を装着した場合ま</p>

改正後	改正前
<p>(注1) [略]</p> <p>(注2) [略]</p> <p>(注3) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、<u>スプリント</u>)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が<u>診断書上明確な場合</u>に限ります。)、<u>線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限ります。)</u>および<u>ハローベ</u> <u>スト</u>をいいます。(6)において同様とします。</p> <p>(注4) [略]</p> <p>(注5) [略]</p>	<p><u>たは脱着が容易なギプス等を装着した場合を除きます。</u></p> <p>(注1) [略]</p> <p>(注2) [略]</p> <p>(注3) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間に限ります。)<u>および三内式シーネ</u>をいいます。(6)において同様とします。</p> <p>(注4) [略]</p> <p>(注5) [略]</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">〔 特 則 〕</p> <p style="text-align: center;">自損事故特則</p> <p>第7条〔支払共済金の計算〕</p> <p>(6) 治療共済金における治療または施術を受けた日数には、被共済者が通院しない場合であっても、<u>骨折等の傷害を被ったことにより、次のいずれかの部位をギプス等（注1）装着により固定したときは、その装着期間の日数を含めます。ただし、医師の指示による固定であること（診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること）、および診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかの部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限り、</u></p> <p>① 長管骨（注2）および脊柱</p> <p>② 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節（注3）部分</p> <p>③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。</p> <p>④ <u>顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。</u></p>	<p style="text-align: center;">〔 特 則 〕</p> <p style="text-align: center;">自損事故特則</p> <p>第7条〔支払共済金の計算〕</p> <p>(6) 治療共済金における治療または施術を受けた日数には、被共済者が通院しない場合であっても、<u>骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療または柔道整復師の施術により次に該当するギプス等（注1）を常時装着したときは、その日数を含めます。</u></p> <p>① 長管骨（注2）<u>骨折および脊柱の骨折によるギプス等</u></p> <p>② 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節（注3）部分<u>の骨折で長管骨部分も含めたギプス等</u></p> <p>③ 肋骨<u>および胸骨の骨折によるギプス等</u>。ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。</p> <p>④ <u>上記部位以外の部位の骨折によるギプス等。ただし、ギプス等を常時装着した結果、平常の生活または業務に著しい支障が生じた場合に限り、</u>また、手指もしくは足指のみにギプス等を装着した場合ま</p>

改正後	改正前
<p>(注1) <u>ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限り)、およびハローベ</u> <u>スト</u>をいいます。(6)において同様とします。</p> <p>(注2) [略]</p> <p>(注3) [略]</p>	<p><u>たは脱着が容易なギプス等を装着した場合を除きます。</u></p> <p>(注1) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間に限り)、<u>および三内式シーネ</u>をいいます。(6)において同様とします。</p> <p>(注2) [略]</p> <p>(注3) [略]</p>

【注意事項】

人身傷害保障条項損害額基準における付表1、付表3および付表5については、「自動車共済にご加入の皆さまへのお知らせ(令和2年4月実施の自動車共済人身傷害保障条項損害額基準の一部変更)」にて周知いたしました通り、お手元のご契約のしおり・約款(Web約款を含む)の内容を変更しておりますので、今回の変更点と合わせてご確認ください。